

# 群馬県の最低工賃

委託者が家内労働者に仕事(いわゆる内職)を委託するときには、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておかないと、後日、当事者間で問題が生じることがあります。  
このようなことが無いように、家内労働法では、委託者が家内労働者に家内労働手帳を交付し、記入すべきことを定めています。

群馬県では、「横編ニット製造業」「電気機械器具製造業」「婦人服製造業」の一定の業務について、最低工賃が決まっていますので、最低工賃額以上の工賃を支払いましょう。

## 横編ニット製造業

(1) リンキングミシンによるかかりの業務(ダブル襟のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針数	サイズ		
婦人用丸首又はVネックセーター	平編	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	7	M	襟	65円
			12			76円

(2) ロックミシンによる縫製の業務(裁断済のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	サイズ	そでの種類		
婦人用セーター	平編又は柄物(柄合せの必要のないものに限る。)	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	M	長そで	肩、そで下、わき及びそで付け	73円
				半そで		65円

(3) 手かがりの業務(3センチメートルのダブル襟のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針数	サイズ		
婦人用丸首又はVネックセーター	平編	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	7	M	襟	24円
			12			26円

発効年月日
H16.4.30

## 電気機械器具製造業

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	両端末加工 (絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の両端末をはんだ付けすることをいう。)	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの	1本につき 4円72銭
	チューブ挿入 (アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。)	6センチメートル以上の長さのもの	1端につき 1円28銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別 (二次選別済みもの)	直径が1.6ミリメートル未満で、長さが6ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの	100個につき 33銭
コネクタ	差し (コネクタの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピンにつき 58銭
コイル	仕上げ (下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、かつ、外装テープを1回巻くものに限る。)		1個につき 12円56銭

発効年月日
H25.5.15

## 婦人服製造業

工 程	規 格	金 額	発効年月日
見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円	H18.5.6
見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 14円	
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 19円	
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円	
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 25円	
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 18円	
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 9円	
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 12円	
ベ ン ツ 止 め	×印しつけ止め	1か所につき 9円	
プリーツしつけ		1か所につき 9円	
見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 14円	
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 22円	
そで口裏まつり		10センチメートルにつき 20円	
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき 16円	
襟付けまつり		10センチメートルにつき 14円	
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき 19円	
肩パット付け		1組につき 34円	
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 48円	
襟 付 け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 27円	
糸くず取り		1枚につき 16円	

(備考) 金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりで換算した額とする。  
この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

問合せ先 群馬労働局 労働基準部 賃金室 電話027-896-4737 または最寄りの労働基準監督署 まで